

## 競技会場地市町村の選定の進め方

### 1. 競技会場地市町村選定の対象とする競技

#### (1) 国民スポーツ大会

本大会正式競技(38競技)、特別競技(1競技)

中央競技団体正式視察(開催6年前:2025年)までに、以下により選定していくこととする。

実施競技については、4年ごとに(公財)日本スポーツ協会の「国民体育大会委員会」で見直しがされ、本県が開催予定の第85回大会の実施競技は、2022年3月頃に決定される予定。  
よって、実施競技の決定後、競技団体と競技施設基準の確認を行い、できるだけ早期に会場地選定を行っていくこととする。

#### (2) 全国障害者スポーツ大会

個人競技(7競技)、団体競技(7競技)

国民スポーツ大会で使用する会場を原則とし、障害者スポーツ競技団体の意向を踏まえた上で、以下により選定していくこととする。

実施競技については、(公財)日本パラスポーツ協会の「全国障害者スポーツ大会大会委員会」で協議し、適用する開催年の5年前(2026年)までに決定される予定。  
よって、現時点では第76回三重大会(2021年)で開催予定であった競技を前提に会場地を選定していくこととする。

※「障スポの競技会場は、原則として、国スポで使用する会場とすること。」

【第85回国民スポーツ大会・第30回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基準】より

※障スポの会場地選定については、対象となる国スポ競技の会場地決定後、対象市町村・競技団体及び障害者スポーツ競技団体で協議・調整することとする。

### 2. 競技会場地市町村の選定方法

#### (1) 市町村・競技団体説明会の開催(令和4年4月頃)

市町村及び競技団体説明会において、両大会への参画のあり方や、会場地選定の進め方について説明を行う。

#### (2) 市町村及び競技団体による情報共有(上記説明会后、令和4年9月頃まで)

市町村の今後のスポーツ施設整備の方向性や、競技団体からの競技会場として実施可能なスポーツ施設の報告など会場地選定に向けた情報を、市町村及び競技団体で共有する。

(3) 市町村及び競技団体意向書提出(1回目意向書最終提出:令和5年1月頃)

会場地選定に向けた情報を基に、市町村及び競技団体から1回目の意向書を提出する。

また、意向については優先度をつけ複数できるものとし、提出後には、必要に応じて事務局が市町村及び競技団体にヒアリングを行い、スポーツ施設の現地調査等を行う。

(4) 総務企画専門委員会における選定・審議(令和5年2月頃)

会場地市町村選定基準を基に、ヒアリング等の結果を踏まえ審議し、第1次選定案を作成する。

●市町村の開催意向がある競技

・市町村と競技団体との開催の意向が合致したものについては、選定基準の適合性を判断した上で、競合市町村のない場合は選定案とし、競合市町村がある場合は、市町村、競技団体及び事務局で協議・調整し、選定案とする。

・市町村と競技団体との開催の意向が不一致のものについては、事務局が不一致に至った要因を確認・調査し、その要因が解消することで一致に至る場合は、選定案とし、解消しない場合は、選定に向けて、市町村や競技団体と協議・調整する。

●市町村の開催意向がない競技

・市町村への競技の実施を働きかけた上、競技団体との調整を行い、以降、両者の意向が合致するまで選定作業を続けていく。

また、競技の特性上、県内での実施が困難な場合は、県外開催の候補地の検討も行う。

(5) 選定案の決定

常任委員会において審議し決定(内定)し、対象市町村・競技団体へ通知を行う。

(6) 選定結果の報告

総会へ報告する。

3. 国民スポーツ大会(公開競技・デモンストレーションスポーツ)、全国障害者スポーツ大会(オープン競技)の競技会場地市町村の選定については、別途選定する。